

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

（説明用資料）

平成21年1月21日（水）

雇用均等・児童家庭局

《 目 次 》

| | |
|--|----|
| ○生活対策について | 1 |
| ○安心こども基金（仮称）の概要 | 2 |
| ○「子育て応援特別手当」の支給について（たたき台概要） | 3 |
| ○妊婦健診の公費負担の拡充について | 4 |
| ○次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について | 5 |
| ○次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて | 6 |
| ○「仕事と家庭の両立支援の充実について」（労働政策審議会建議）の概要 | 7 |
| ○育児・介護休業制度の見直しについて（イメージ） | 8 |
| ○父親も子育てができる働き方の実現 | 9 |
| ○育児・介護休業法の概要 | 10 |
| ○児童福祉法等の一部を改正する法律概要 | 11 |
| ○児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容 | 12 |
| ○子育て支援事業の定義規定のイメージ | 15 |
| ○子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ | 16 |
| ○次世代育成支援の人材養成事業（新規） | 17 |
| ○ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポートネットワーク事業の再編について | 18 |
| ○地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について | 19 |
| ○一時預かり事業（地域密着型） | 20 |
| ○放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移 | 21 |
| ○「放課後子どもプラン」における小学校等での実施状況 | 22 |
| ○児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について | 23 |
| ○妊産婦ケアセンター（仮称）のイメージ | 24 |
| ○児童虐待相談対応件数の推移 | 25 |
| ○平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況 | 26 |

| | |
|--|----|
| ○社会的養護体制の拡充について | 27 |
| ○児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について（概要） | 30 |
| ○児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ （受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務） | 31 |
| ○母子家庭等自立支援対策について | 32 |
| ○配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について | 35 |

生活対策について

昨年10月30日にとりまとめられた「生活対策」は、現下の金融、経済情勢に対する国民生活の安全保障として策定されたものであり、3つの重点分野として、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」が位置付けられており、特に、「生活者の暮らしの安心」については、第一の重点分野として、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援、雇用の下支え強化、介護人材の確保などほか、出産・子育て支援の拡充により、国民生活の安全・安心を確保する取組を推進するものである。

中でも、出産・子育て支援の拡充については、これまでの施策に加えて、安心して妊娠・出産・子育てができる環境作りを加速することを目指しており、思い切った施策を盛り込んだものとなっている。

(1)安心こども基金(仮称)〔平成20年度第2次補正予算(案)額 1,000億円〕

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施による保育所等の緊急整備や認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的としたものである。

(2)子育て応援特別手当〔平成20年度第2次補正予算(案)額 651億円(給付費616億円、事務費35億円)〕

現下の厳しい経済情勢に鑑み、平成20年度の緊急措置として、多子世帯における幼児教育期の子育て負担に配慮し、小学校就学前3年間に属する児童であって、第二子以降である児童がいる場合、一人当たりにつき3万6千円を支給するものであり、これにより子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものである。

(3)妊婦健康診査臨時特例交付金(仮称)〔平成20年度第2次補正予算(案)額 790億円〕

妊婦が費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)の妊婦健康診査を受けられるよう、地方財政措置されていない残り9回分について、平成22年度末までの間、国庫補助を行うものである。

安心こども基金（仮称）の概要

（平成20年度第2次補正予算案）

100,000百万円

（厚労省95,867百万円、文科省4,133百万円）

<趣旨>

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

<事業概要>

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

1 保育所等整備事業

(1) 保育所等緊急整備事業 ※①～③は社会福祉法人等が対象。

①保育所の施設整備費の補助。

②待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置。

③賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進し保育所の受け入れ枠を緊急に確保するため、賃借料、改修費等の補助。

④子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助。

(2) 放課後児童クラブ設置促進事業

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助。

(3) 認定こども園整備等事業

幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費の補助。 ※学校法人及び社会福祉法人等が対象。

2 家庭的保育改修等事業

家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助。

3 保育の質の向上のための研修事業等

保育の質の向上のため、保育所等の保育士（現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。）を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業費の補助。

「子育て応援特別手当」の支給について(たたき台概要)

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

○支給対象となる子:平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3~5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)

※ 第2子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

○支給額 :支給対象児童一人につき3.6万円

○支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主

(住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)

○所得制限 :所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断。

所得制限を設ける場合の下限は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は、世帯主の個人所得により判定する(世帯所得の合算はしない)。

○支給手続 :各世帯主による申請に基づき支給する。

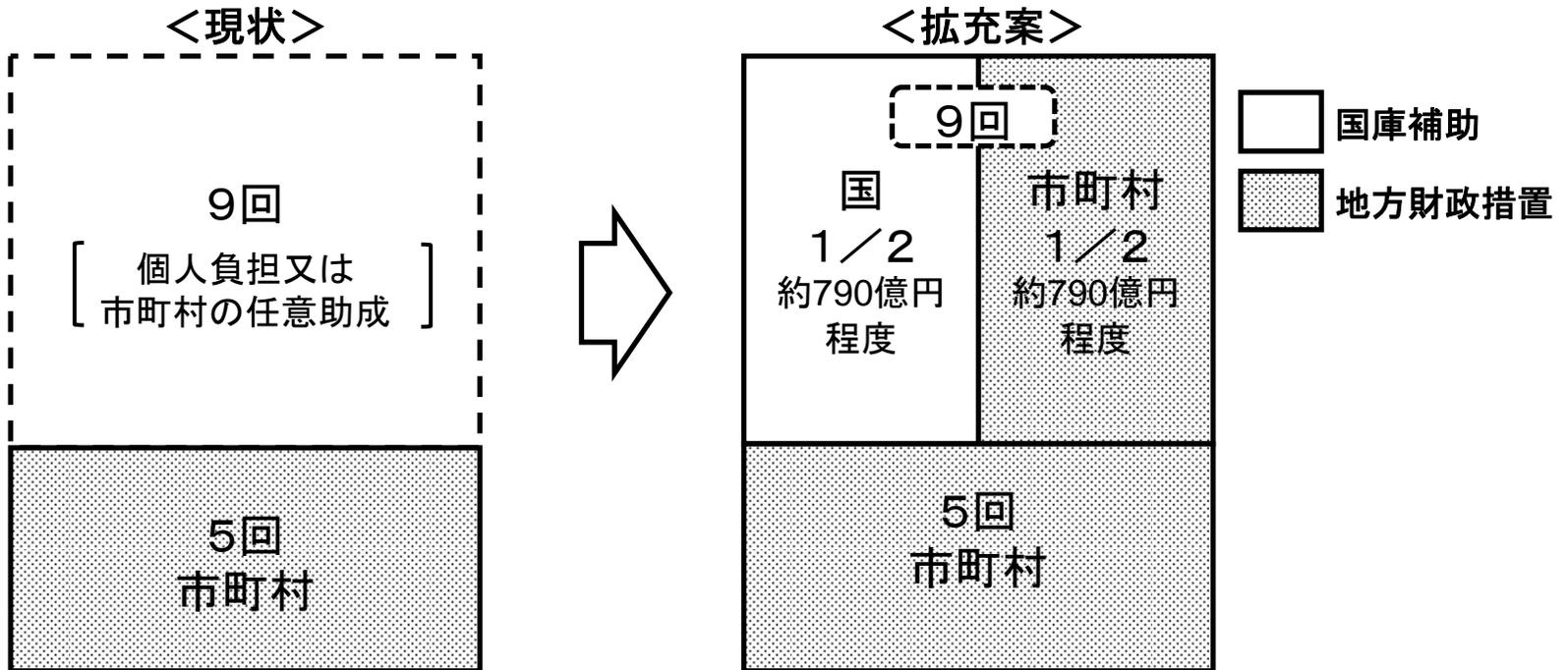
○予算額(案) :総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)(全額国庫負担)

※ 平成20年度第二次補正予算案に計上

妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
- 都道府県は、平成20年度中に妊婦健康診査支援基金(仮称)を造成する。(条例の制定等)



次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・抛出の組み合わせによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき。

社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)。平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月までは重点戦略で示された「先行して取組むべき課題」について検討。)
- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた「基本的考え方」をとりまとめ。
- 同年9月より議論を再開し、「基本的考え方」に基づき、具体的制度設計を本格的に開始。
- 12月9日に、保育制度のあり方を中心とする「第1次報告」(案)を提示。
- 本年の早い時期に第1次報告のとりまとめを目指し、現在、議論を深めているところ。
- 第1次報告のとりまとめ後も引き続き、更なる詳細設計を続ける予定。

(社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)

岩 淵 勝 好 東北福祉大学教授
岩 村 正 彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授
内 海 裕 美 吉村小児科院長
大 石 亜希子 千葉大学法経学部准教授
大日向 雅 美 恵泉女学園大学大学院教授
清 原 慶 子 三鷹市長
駒 村 康 平 慶應義塾大学経済学部教授
佐 藤 博 樹 東京大学社会科学研究所教授
篠 原 淳 子 日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局长

庄 司 洋 子 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
杉 山 千 佳 有限会社セレーノ代表取締役
野 呂 昭 彦 三重県知事
福 島 伸 一 日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
宮 島 香 澄 日本テレビ報道局記者
山 縣 文 治 大阪市立大学生生活科学部教授
山 本 文 男 福岡県添田町長
吉 田 正 幸 有限会社遊育代表取締役

(五十音順 敬称略)

次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて

- 市町村及び都道府県の行動計画については、5年ごとに策定するものとされており、平成22年度からの後期計画については、前期の行動計画について必要な見直しを平成21年度までに行った上で、策定することが必要であるとされている。
- 計画改定に向けた考え方については、昨年8月の全国児童福祉主管課長会議資料によりお示しているところであるが、ニーズ調査に基づく目標事業量の算出に当たっては、現状の保育サービス等の利用希望や将来の就労希望等を踏まえた家族類型の変化(専業主婦(夫)家庭から共働き家庭等の)を勘案することとしており、潜在ニーズ量を明らかにしたうえで、地域のサービス供給体制を踏まえ、後期計画期間(平成26年度まで)の整備水準を設定することになる。具体的な目標事業量の算出方法等については、策定指針(参酌標準)、通知等でお示しすることとしている。
- また、個別事業における定量的な目標設定に加え、施策レベル(「地域における子育て支援」、「職業生活と家庭生活の両立の推進」等)や計画レベルにおける利用者の視点に立った評価指標(アウトカム)を設定し、計画の進捗状況を点検・評価することで施策の改善につなげ、PDCAサイクルの実効性を高めることが求められる。
- さらに、計画策定に当たっては、住民の意見を反映させるほか、事業主、労働者など関係者の意見を幅広く聴取し、多様な主体の参画と協働により進められることが重要となる。
- 今後、行動計画策定指針(案)をお示しするので、策定準備についてよろしくお願ひしたい。
- また、今後の施策検討の参考としたいので、ニーズ調査結果において参考となるデータや検討されている独自施策等があれば、随時、国への情報提供をお願ひしたい。

「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」(労働政策審議会建議)の概要

- 少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行う。

【主な内容】

1 子育て中の働き方の見直し

(1) 短時間勤務制度の義務化

- 短時間勤務制度について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に対する措置義務とする。
- 業務の性質又は事業場の実態に照らし、短時間勤務とすることが難しい労働者については、労使協定により、措置の対象から除外できるとし、対象外となった労働者に対しては、フレックスタイム制度等の代替措置を講ずることを義務付ける。

(2) 所定外労働の免除の義務化

- 所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長する。この場合、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業を含む。)の上限については、現行と同様1年間とする。
- 出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進するため、この期間に父親が育児休業を取得した場合には、特例として、育児休業の再度の取得を認める。
- 労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止する。

3 子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

(1) 子の看護休暇制度の拡充

- 付与日数を小学校就学の始期に達するまでの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

(2) 介護のための短期の休暇制度の創設

- 要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。付与日数については、要介護状態にある家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

4 実効性の確保その他所要の規定の整備

- 苦情処理・紛争解決の援助のため、労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組み等を設ける
- 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)

現行

出生 1歳 3歳 就学

育児休業

1歳まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで延長可能

勤務時間短縮等の措置

- ①勤務時間の短縮
- ②所定外労働の免除
- ③フレックスタイム
- ④始業・終業時刻の繰り上げ下げ
- ⑤託児施設の設置運営
- ⑥⑤に準ずる便宜の供与
- ⑦育児休業に準ずる制度

事業主にいずれかの措置を講ずることを義務付け

努力義務

子の看護休暇(年5日まで)

法定時間外労働の制限(月24H、年150Hまで)

深夜業の免除

介護

介護休業(対象家族1人につき93日まで)

勤務時間短縮等の措置

改正後

出生 1歳 **パパ・ママ育休プラス** 歳 就学

育児休業

1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2か月)まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで延長可能

勤務時間の短縮の措置

所定外労働の免除

措置

- ③フレックスタイム
- ④始業・終業時刻の繰り上げ下げ
- ⑤託児施設の設置運営
- ⑥⑤に準ずる便宜の供与
- ⑦育児休業に準ずる措置

努力義務

子の看護休暇
(子1人につき年5日まで、年10日を上限)

法定時間外労働の制限(月24H、年150Hまで)

深夜業の免除

介護

介護休業(対象家族1人につき93日まで)

勤務時間短縮等の措置

介護休暇
(家族1人につき年5日まで、年10日を上限)

父親も子育てができる働き方の実現

(1) 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長

- 父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に、1年まで休業することを可能とする。



(2) 出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

- 配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として育児休業を再度取得できるよう要件を緩和する。



(3) 労使協定による専業主婦（夫）取得除外規定の廃止

- 労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦（夫）である場合等、常態として子を養育することができる労働者からの育児休業取得の申出を事業主が拒むことを可能としている規定を廃止する。

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳(一定の場合は、1歳半)に達するまでの育児休業の権利を保障※
 - 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障※
- ※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

子の看護休暇制度

- 小学校就学前まで、年に5日を限度として看護休暇付与を義務づけ

時間外労働の制限

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

深夜業の制限

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

勤務時間短縮等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次の①～⑦のいずれかの勤務時間短縮等の措置を事業主に義務づけ

- ①短時間勤務制度
- ②フレックスタイム制
- ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④所定外労働の免除(育児のみ)
- ⑤託児施設の設置運営等(育児のみ)
- ⑥育児・介護費用の援助措置
- ⑦育児休業の制度に準ずる措置(育児のみ)

- 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対しては努力義務。

不利益取扱いの禁止

- 育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

【趣 旨】

児童福祉法等の一部を改正する法律概要

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員 301 人以上企業から従業員 101 人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

（施行期日）

- 原則として平成 21 年 4 月 1 日。（I の③の行動計画策定指針の見直し等は公布の日から起算して 6 ヶ月を超えない範囲で政令で定める日、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成 22 年 4 月 1 日、II の一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成 23 年 4 月 1 日）

児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

○ 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。

- ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
- ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 一時預かり事業

○ また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

○ 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。

○ 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。

○ 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年4月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正①（地域における取組の促進）

(1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正②（一般事業主による取組の促進）

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③（特定事業主による取組の促進）

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

子育て支援事業の定義規定のイメージ

1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・指導監督の仕組み（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業）

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出（※事後）

（事業開始から1ヶ月以内）

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、検査が可能

都道府県知事は、

- ・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出（※事前）

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

+

都道府県知事は、

- ・事業者が命令・処分に違反した場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業）については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

次世代育成支援の人材養成事業(新規)

【趣旨等】

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められること、また、新待機児童ゼロ作戦の展開、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の法定化などを内容とした改正児童福祉法が成立したことに伴い、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保されたスタッフの養成研修を行う。

【事業内容】

1 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

(1) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義

(2) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(3) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修

2 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(1) 地域における子育て支援の必要性への理解

(2) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(事業例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、などにおける中核的担い手を支えるスタッフ養成

<コーディネート>

地域の取組情報 A

地域の取組情報 B

...

地域の次世代育成支援情報をコーディネートし適切なサービスにつなぐ

提供

コーディネーター

つなぎ

関係機関・施設

活用

コーディネーター・スタッフの養成



活用

<子育て支援事業に従事>

中核スタッフ

地域の子育て支援拠点

スタッフ

一時預かり

スタッフ

スタッフ

など

ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポートネットワーク事業の再編について

現 行

平成21年度予算案

ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】
20年度予算額 375億円の内数

実施主体:市町村

<活動内容>
・子どもの預かり・送迎(健康な子どもを想定)

緊急サポートネットワーク事業

【委託事業】実施主体:国
20年度予算額 541,576千円

<活動内容>
・病児・病後児の預かり及び送迎等

廃止

ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】
21年度予算案 388億円の内数

実施主体:市町村

<活動内容>
・子どもの預かり・送迎

病児・緊急対応強化モデル事業

・病児・病後児の預かり及び送迎等

病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)

【委託事業】実施主体:国
21年度予算案 383,600千円

病児・病後児の預かり等を地域で円滑に実施する移行措置として、地域のサービス提供者の育成、ニーズ把握及び病児・病後児の預かり及び送迎等に取り組む。

※ 平成22年度までの時限措置

地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について

- ①平成20年度7,025か所から、平成21年度7,100か所の整備を図る。
- ②ひろば型のうち、地域の子育て支援拠点として、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて、新たな補助単価を設定。

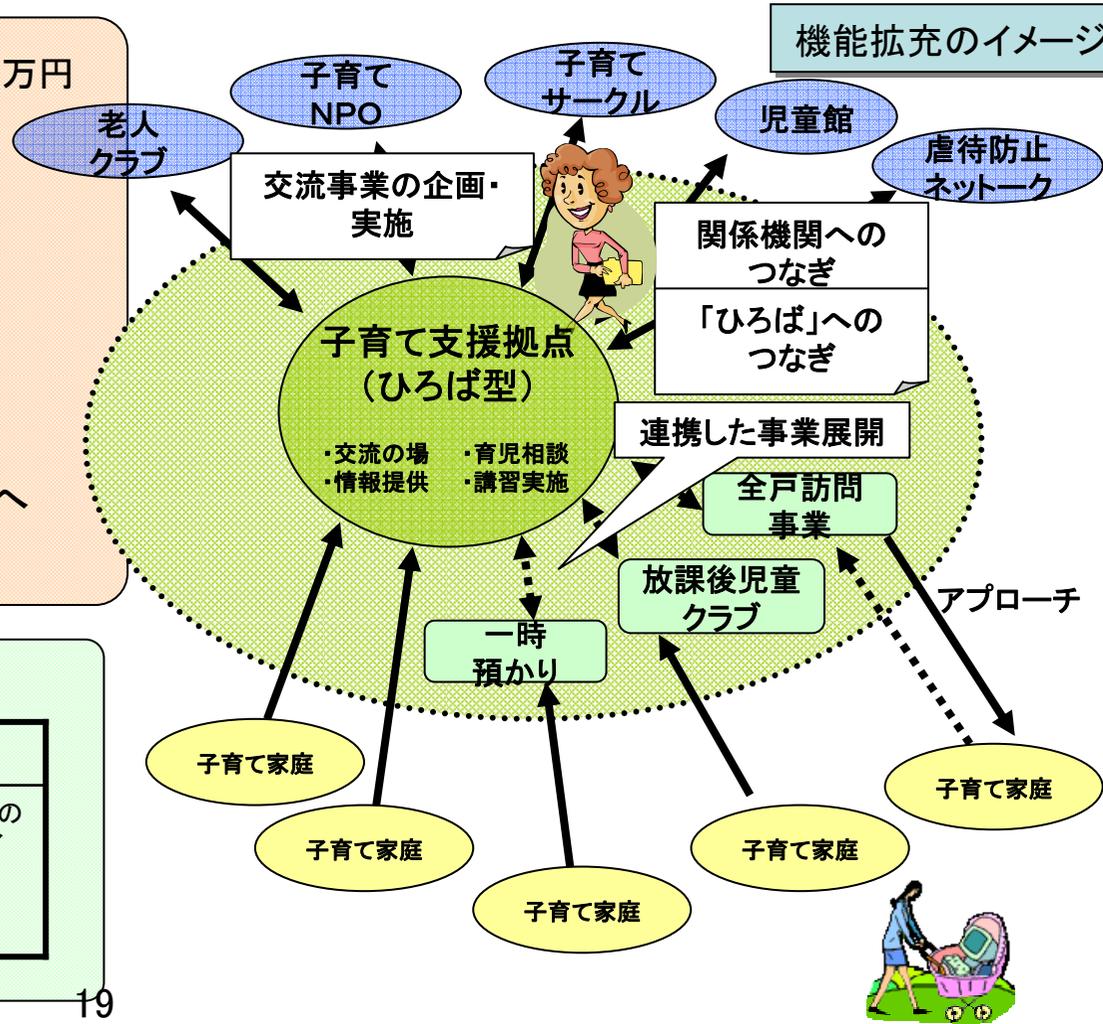
予算(案) 10,088百万円 → 10,193百万円

| | (平成20年度) 7,025か所 | (平成21年度) 7,100か所 |
|---------|---------------------|---------------------|
| ひろば型 | 1,808 | 3,100 |
| (出張ひろば) | 452 | 200 |
| センター型 | 3,565 | 3,200 |
| 児童館型 | 1,200 | 600 |

※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し

機能拡充(ひろば型)

| | 通常単価 | 機能拡充に係る単価 | ※ただし、機能拡充の要件については右イメージ図による |
|-------|---------|-----------|----------------------------|
| 3~4日型 | 3,556千円 | 4,787千円 | |
| 5日型 | 4,355千円 | 7,390千円 | |
| 6~7日型 | 5,154千円 | 7,881千円 | |



一時預かり事業(地域密着型)

趣旨・内容等

子育て家庭においては、冠婚葬祭、保護者の通院、育児による心理的・身体的負担等のため、一時的に家庭での子育てが困難となる。一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを推進する。

保育所実施との相違点

| | 一時預かり事業(保育所での実施)【従来】 | 一時預かり事業(地域密着型)【新規】 |
|------|---|---|
| 実施主体 | 市町村、保育所を経営する者 | 市町村、市町村が適切と認めた者(NPO法人等) |
| 実施場所 | 認可保育所 | 地域子育て支援拠点、駅ビル、商店街等 |
| 人員基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・有資格者(保育士)に限る ・最低基準に準拠(保育士数) ・保育士の数は2名を下らないこと | 同左 [一時預かり事業に類するものとして、有資格者(保育士)を1名以上配置するとともに、一定の研修を修了した者を配置する類型も創設] |

予算額等

【平成21年度予算(案)】

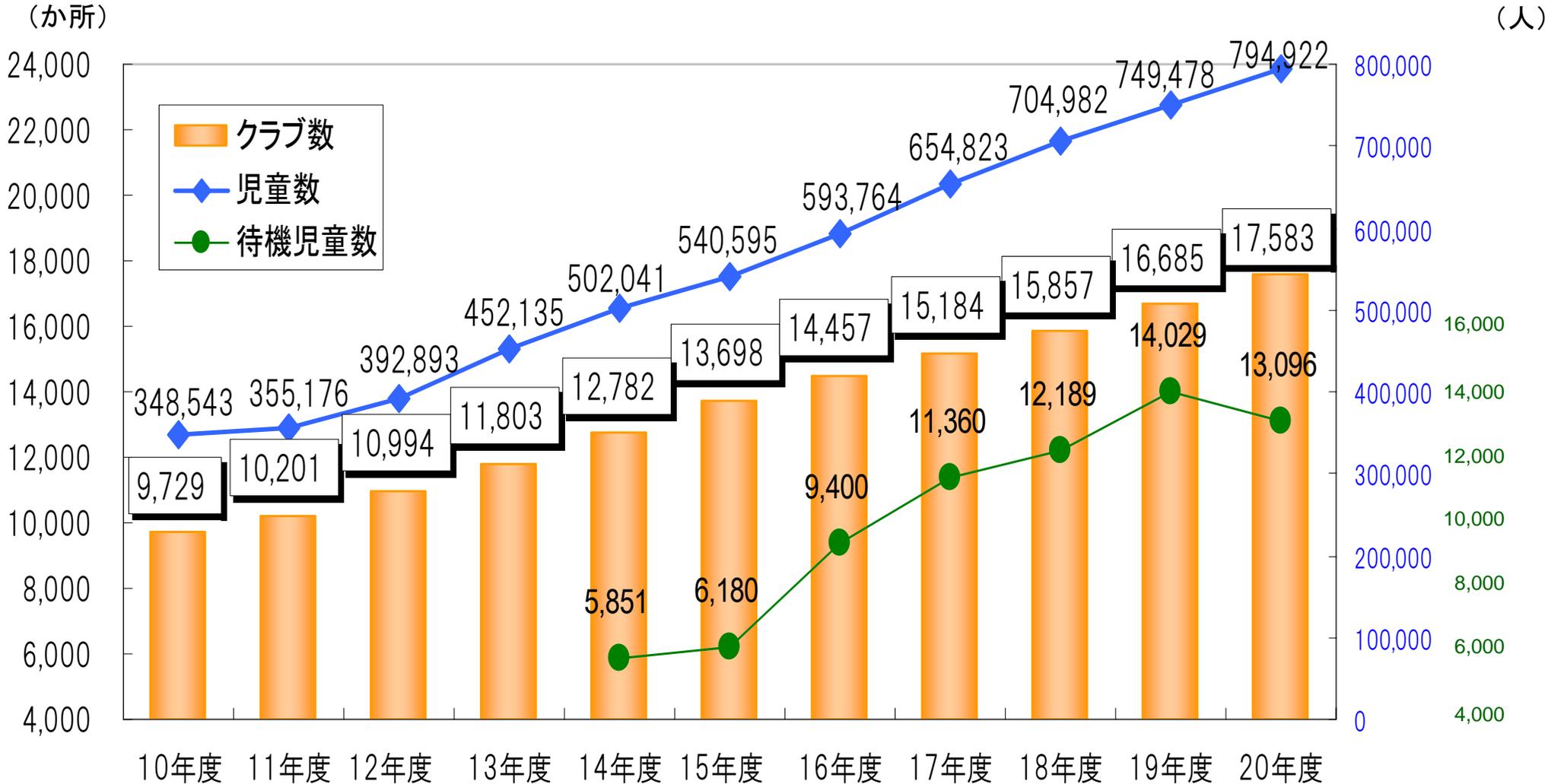
196,560千円

[補助率] 1/3 [国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国1/3、指定都市・中核市2/3]

※事業費の1/2程度の保護者負担を想定

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在（育成環境課調）

「放課後子どもプラン」における小学校等での実施状況

平成19年12月1日現在「放課後子どもプラン実施状況調査」

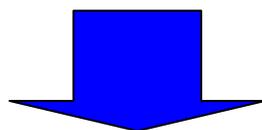
| | | 放課後子ども教室 | | | 計 |
|----------|---------|----------------------|---------------------|-----------------------|------------------------|
| | | 小学校で実施 | 小学校外で実施 | 未実施 | |
| 放課後児童クラブ | 小学校で実施 | 1,796小学校区 (8.2%) | 430小学校区 (2.0%) | 5,540小学校区 (25.3%) | 7,766小学校区 (35.5%) |
| | 小学校外で実施 | 1,186小学校区 (5.4%) | 741小学校区 (3.4%) | 5,300小学校区 (24.2%) | 7,227小学校区 (33.0%) |
| | 未実施 | 1,174小学校区 (5.4%) | 380小学校区 (1.7%) | 5,327小学校区 (24.4%) | 6,881小学校区 (31.5%) |
| 計 | | 4,156小学校区 (19.0%) | 1,551小学校区 (7.1%) | 16,167小学校区 (73.9%) | 21,874小学校区 (100.0%) |

※ 上記の表は、都道府県、指定都市及び中核市から回答のあった21,874小学校区を母数としている。

※ 実施状況は、いずれかの事業を実施16,547小学校区(75.6%)、両事業を実施4,153小学校区(19.0%)、放課後子ども教室を実施 5,707小学校区(26.1%)、放課後児童クラブを**22**実施 14,993小学校区(68.5%)

児童委員、主任児童委員の活動に対する 必要な情報提供等について

近年、個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、児童委員・主任児童委員へ必要な情報提供が行われない等の状況が生じている。



平成19年3月2日事務連絡

「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について」

各都道府県・指定都市・中核市あてに下記を依頼。

- 児童委員・主任児童委員の円滑な活動に必要な情報の提供
- 地域住民に対する児童委員・主任児童委員制度の正しい理解の普及

妊産婦ケアセンター(仮称)のイメージ

施設の規模

居室(定員10人程度)、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、ランドリー室、体操等を行う多目的室 など

職員の配置

医師、助産師、保健師、看護師、臨床心理士、事務職員 など

妊産婦ケアセンター(仮称)の事業内容

一週間程度ケアセンターに宿泊し、助産師及び保健師又は臨床心理士等による妊産婦ケアを実施

①産前産後体操指導、②母体ケア、③乳児ケア、④乳房ケア、⑤各種育児、授乳、沐浴等について相談・指導

※日帰りのデイサービスも実施

①産前産後体操指導

②母体ケア

- ・母体の健康状態管理
- ・子宮の収縮等チェック

③乳児ケア

- ・乳児の健康状態管理
- ・体重、排便等チェック

④乳房ケア

- ・乳房マッサージ
- ・乳汁の分泌量の調整
- ・乳腺炎予防
- ・乳頭亀裂ケア

⑤各種相談・指導

- ・育児相談
- ・授乳指導
- ・沐浴指導

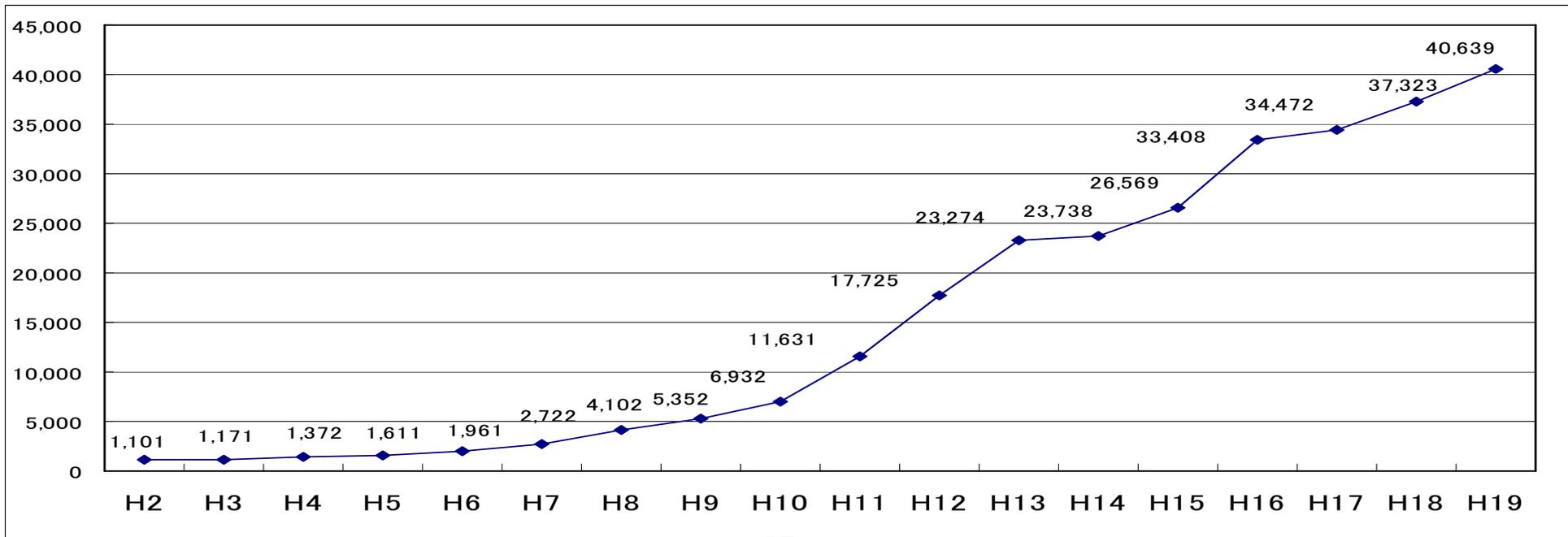
児童虐待相談対応件数の推移



○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成19年度においては3.5倍に増加。

| | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 平成2年度 | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 |
| (1.00) | (1.06) | (1.25) | (1.46) | (1.78) | (2.47) | (3.73) | (4.86) | (6.30) |
| 1,101 | 1,171 | 1,372 | 1,611 | 1,961 | 2,722 | 4,102 | 5,352 | 6,932 |
| 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
| (10.56) | (16.10) | (21.14) | (21.56) | (24.13) | (30.34) | (31.31) | (33.90) | (36.91) |
| [1.00] | [1.52] | [2.00] | [2.04] | [2.28] | [2.87] | [2.96] | [3.21] | [3.49] |
| 11,631 | 17,725 | 23,274 | 23,738 | 26,569 | 33,408 | 34,472 | 37,323 | 40,639 |

注1:表中、上段()内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。注2:表中、中段[]内は、平成11年度を1とした指数(伸び率)である。



平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

| | 生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業) | | 育児支援家庭訪問事業 | | | 生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業) | | 育児支援家庭訪問事業 | |
|------|--------------------------------|--------|------------|--------|--------|--------------------------------|-------|------------|-------|
| | 実施市区町村数 | 実施率 | 実施市区町村数 | 実施率 | | 実施市区町村数 | 実施率 | 実施市区町村数 | 実施率 |
| 北海道 | 114 | 63.3% | 67 | 37.2% | 滋賀県 | 21 | 80.8% | 16 | 61.5% |
| 青森県 | 22 | 55.0% | 10 | 25.0% | 京都府 | 16 | 61.5% | 14 | 53.8% |
| 岩手県 | 33 | 94.3% | 23 | 65.7% | 大阪府 | 30 | 69.8% | 32 | 74.4% |
| 宮城県 | 35 | 97.2% | 32 | 88.9% | 兵庫県 | 37 | 90.2% | 24 | 58.5% |
| 秋田県 | 17 | 68.0% | 4 | 16.0% | 奈良県 | 16 | 41.0% | 14 | 35.9% |
| 山形県 | 31 | 88.6% | 22 | 62.9% | 和歌山県 | 12 | 40.0% | 5 | 16.7% |
| 福島県 | 30 | 50.0% | 16 | 26.7% | 鳥取県 | 14 | 73.7% | 3 | 15.8% |
| 茨城県 | 30 | 68.2% | 21 | 47.7% | 島根県 | 17 | 81.0% | 12 | 57.1% |
| 栃木県 | 25 | 80.6% | 17 | 54.8% | 岡山県 | 22 | 81.5% | 18 | 66.7% |
| 群馬県 | 28 | 73.7% | 16 | 42.1% | 広島県 | 19 | 82.6% | 11 | 47.8% |
| 埼玉県 | 43 | 61.4% | 29 | 41.4% | 山口県 | 17 | 85.0% | 11 | 55.0% |
| 千葉県 | 36 | 64.3% | 17 | 30.4% | 徳島県 | 16 | 66.7% | 9 | 37.5% |
| 東京都 | 40 | 64.5% | 45 | 72.6% | 香川県 | 13 | 76.5% | 7 | 41.2% |
| 神奈川県 | 16 | 48.5% | 13 | 39.4% | 愛媛県 | 12 | 60.0% | 6 | 30.0% |
| 新潟県 | 25 | 80.6% | 13 | 41.9% | 高知県 | 19 | 55.9% | 11 | 32.4% |
| 富山県 | 12 | 80.0% | 6 | 40.0% | 福岡県 | 34 | 51.5% | 30 | 45.5% |
| 石川県 | 19 | 100.0% | 19 | 100.0% | 佐賀県 | 19 | 95.0% | 9 | 45.0% |
| 福井県 | 17 | 100.0% | 5 | 29.4% | 長崎県 | 20 | 87.0% | 14 | 60.9% |
| 山梨県 | 21 | 75.0% | 16 | 57.1% | 熊本県 | 32 | 66.7% | 14 | 29.2% |
| 長野県 | 56 | 69.1% | 28 | 34.6% | 大分県 | 13 | 72.2% | 10 | 55.6% |
| 岐阜県 | 31 | 73.8% | 16 | 38.1% | 宮崎県 | 14 | 46.7% | 6 | 20.0% |
| 静岡県 | 31 | 75.6% | 15 | 36.6% | 鹿児島県 | 23 | 50.0% | 10 | 21.7% |
| 愛知県 | 38 | 65.5% | 35 | 60.3% | 沖縄県 | 38 | 92.7% | 16 | 39.0% |
| 三重県 | 20 | 69.0% | 13 | 44.8% | 全国計/平均 | 1,244 | 71.8% | 800 | 45.4% |
| | | | | | 平成19年度 | 1,063 | 58.2% | 784 | 42.9% |

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース

社会的養護体制の拡充について

(1)「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)」等について

(第170回臨時国会へ提出、平成20年11月26日に可決成立、12月3日公布)

【社会的養護関連部分の主な内容】

- 里親制度の改正(21年4月施行)
- 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設(21年4月施行)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化(21年4月施行)
- 家庭支援機能の強化(21年4月施行)
- 年長児の自立支援策の見直し(21年4月施行)
- 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止(21年4月施行)
- その他(後期行動計画の策定(22年4月施行))

児童福祉法等の改正の具体的内容

(2)里親制度の改正等について

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別
- 養育里親の研修等の義務化
- 都道府県における里親支援に関する業務の明確化

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算(案)等による施策の具体的内容(案)

- 養育里親手当、専門里親手当の引き上げ(平成21年度～)
 - ・養育里親手当の改善
月額 34,000円 → 72,000円
(2人目以降は1人あたり 36,000円)
 - ・専門里親手当の改善
月額 90,200円 → 123,000円
(2人目は 87,000円)
- 養育里親の研修カリキュラム、テキストの例を提示
- 里親支援機関事業の創設(平成20年度～)

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算(案)等による施策の具体的内容(案)

(3)小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設について

- 5人以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ

- 事業を実施する者に関する要件を設定
- 人員配置、設備等について基準を設定
- 都道府県の監督、支援体制の確保等、運営について規定
- 平成21年度予算(案)により予算化
 - ・児童一人当たり単価
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額15万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

(4)施設退所後の支援について

- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の見直し
 - ・都道府県に対する申込制の導入
 - ・対象年齢を20歳まで引き上げ
 - ・都道府県に対する事業の実施義務化
 - ・より確実な財政的支援

- 児童自立生活援助事業について、平成21年度予算(案)により、児童入所施設措置費へ組入れ
 - ・児童一人当たり単価(定員6名の場合)
事業費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額19万円程度(地域により異なる)
 - 事務費…一般生活費(概ね1万円程度)

- 地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)
 - ・施設等を退所した児童への就業や相談等の地域支援

(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

- 家庭支援機能の強化
 - ・児童家庭支援センターについて、施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
- 後期行動計画の策定
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画における社会的養護の提供体制に関する事項の明確化

- 施設の小規模化の推進
- 基幹的職員の配置
- 児童家庭支援センターについて、平成21年度予算(案)により、100か所を目標に推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る
- 国の行動計画策定指針に社会的養護の提供量を見込む際に勘案事項を記載
- 平成20年10月に実施した、社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、国から提供量の見込み方については具体的な例を提示

(6) 被措置児童等虐待の防止について

- 被措置児童等虐待の定義
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
- 国による検証・調査研究、都道府県による状況等の公表

- 都道府県における具体的な対応方法について、国において被措置児童等虐待ガイドラインを作成
- 被措置児童等に対する周知リーフレットの例を提示

児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について（概要）

概 要

- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。
 - ・ 児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年（又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年）を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
 - ・ 3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。
- ただし、政令により、受給資格者が就業していること等の一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外することとしている。

具体的な内容

（1）手当の一部支給停止の適用除外となる事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

（2）一部支給停止の適用除外となるための手続き

- 原則として手当の支給開始後5年等を経過する月（以下「5年等満了月」という。）の末日までに、
 - （1）①～⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類を自治体に提出。
（各自治体からは前々月までに事前のお知らせを送付し、対象者に手続きを促すこととしている。）
- 仮に書類の提出期限までに手続きが行われず、一部支給停止の対象となった場合であっても、後日、書類の提出が行われれば、内容に応じ2年間はさかのぼって差額支給が可能。

児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ (受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務)

自治体から受給資格者への事前通知(5年等経過月の前々月に通知)

受給資格者と連絡が取れた場合

※

一部支給停止の適用除外となる事由がある者

①関係書類を郵送等で自治体に提出

②自治体において関係書類を審査

一部支給停止適用除外の決定

※
速やかに差額を随時支給

一部支給停止の適用除外となる事由がない者

①自治体へ来庁

②自治体の窓口において受給資格者に就業に向けた指導等

③—1 指導等に従い、関係書類を提出した場合

③—2 指導等に従わない場合

一部支給停止適用の決定

引き続き就業等に向けた支援

受給資格者と連絡が取れない場合

①電話、訪問等により受給資格者との連絡に努める。
(例)

- ・受給資格者への連絡は、文書による督促を2、3回行う
- ・生活保護受給者は生活保護のケースワーカー、障害者の方には障害のケースワーカーへ依頼して連絡を取る
- ・夜間に連絡を取る 等

②—1 連絡が取れた場合

②—2 ①に関わらず連絡が取れない場合

一部支給停止適用の決定

引き続き受給資格者との連絡、手続の支援等を行う

(注) このほか、5年等経過月以降の現況届時も同様の事務を行う。

母子家庭等自立支援対策について

就業支援策の推進

平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正により、それまでの「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、「就業支援策」について本格的な取り組みを開始。

現 状

- ・昨年来の経済・雇用環境は厳しい状況
- ・就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取り組みに差

【参考】就業支援事業の実施割合（H20.10.1現在）

| | |
|------------------|--------|
| ・母子家庭等就業・自立支援事業 | 100.0% |
| ・自立支援教育訓練給付 | 89.8% |
| ・高等技能訓練促進費事業 | 75.6% |
| ・母子自立支援プログラム策定事業 | 56.4% |



どこに住んでいても支援を受けることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが必要。

児童扶養手当の一部支給停止措置関係

一部支給停止措置に関し、児童扶養手当受給者に対する就業支援策の積極的な周知とそれらの利用について働きかけが必要。

具体的な取組

高等技能訓練促進費の支給期間の延長

経済的自立に効果的な資格の取得を支援するため、高等技能訓練促進費の支給期間の延長
(平成20年度第2次補正予算(案))

〔修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)→修業期間の後半の1/2の期間(上限18か月)〕

母子自立支援プログラム策定事業等の推進

母子家庭の実情に応じたきめ細やかな支援を行うための自立支援プログラムを作成する母子自立支援プログラム策定事業を推進するとともに、ハローワークが福祉事務所等と連携して自立支援プログラムを策定する生活保護受給者等就労支援事業との連携を図る。

職業能力開発形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施

(日本版デュアルシステム)

[職業能力開発局所管]

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。また、平成20年度第1次補正予算において、実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる基礎的な導入訓練を創設した。

中小企業雇用安定化奨励金

[職業安定局所管]

中小企業事業主が、就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実施に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金を推進する。

母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施

[職業能力開発局所管]

母子家庭の母等に対する支援に実績とノウハウを有する民間と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。

マザーズハローワークの事業の拡充

[職業安定局所管]

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充するとともに、子育て支援ネットワークの強化、母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催等を実施する。

母子家庭の母の雇用の促進等

- ・自治体の関連法人も含め、職員の雇い入れに際して、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供
- ・母子福祉団体等に対する事業の積極的な発注

養育確保策の推進

- ・養育費相談支援センターにおける、困難事例への対応や養育費相談にあたる人材の養成のための研修の実施、自治体の行う研修への講師の派遣等の実施
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費専門相談員の配置

(1) 婦人相談所等における体制強化について

【平成19年度婦人保護事業実施状況報告】

○ 婦人相談所等による相談

婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談者数は23,758人(全体の30.7%)であり、前年度(22,315人、全体の29.6%)に比べ増加している。

○ 婦人相談所による一時保護

- ・一時保護された女性6,478人(同伴家族:5,529人)のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,549人で約7割を占めている。
- ・一時保護委託契約施設数は261ヵ所(平成20年4月1日現在)であり、前年度(256ヵ所)に比べ増加している。

【平成21年度予算(案)】

○ 婦人相談所が配偶者からの暴力被害者等を一時保護委託するための経費の充実

配偶者からの暴力被害者等の一時保護委託における同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定する。

○ 婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置する。

○ 人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修への補助

人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、都道府県が実施する人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者を養成する研修に対する補助を行う。

(2) 配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について

【平成20年中に発出されたDV関連通知】

- 被害者が、一時保護委託契約施設に直接来所した場合にも、当該施設において速やかに、被害者の安全を確保すること、婦人相談所において速やかに、一時保護(委託を含む)の判断を行うこと等とした。
※「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について(平成20年1月11日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)
- 被害者等が医療保険の被扶養者等から外れることができること、加害者である被保険者は健康保険法第57条等に規定する第三者と解すること等とした。
※「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」(平成20年2月5日 厚生労働省保険局保険課長通知)
- 児童手当の支給について、職権により配偶者への支給を停止し、DV被害者へ支給できる場合の例等を示した。
※「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」(平成20年5月9日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(3) 人身取引被害者の保護について

【婦人相談所等における保護の状況】(平成20年10月末現在)

- 保護した被害者はすべて女性で合計246人。うち240人は婦人相談所が担当。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。
- 一時保護委託実績: 246人のうち80人
- 平均保護日数24.2日